

国民年金の保険料のお支払いが困難なときは

保険料免除制度とは

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除）制度」などがあります。免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月分までです。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつかま

全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。

平成21年4月分からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が支給されます。

一部納付（免除）制度

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。一部免除には3種類あります。それ

ぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

なお、一部免除された期間については、一部免除を受けた残りの保険料（免除を受けていない保険料）は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると、免除が承認されても保険料未納期間となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

4分の3免除

保険料の4分の3の額が免除され、残りの4分の1の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の3免除の期間は全額を納めたときの8分の5（平成21年3月分までは2分の1）で計算されます。

2分の1免除

保険料の半額が免除され、残りの半額を納めるものです。将来年金を受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの8分の6（平成21年3月分までは3分の2）で計算されます。

4分の1免除

保険料の4分の1の額が免除され、残りの4分の3の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の1免除の期間は全額を納めたときの8分の7（平成21年3月分までは6分の5）で計算されます。

●免除の対象となる所得（収入）のめやす

扶養人数	免除対象となる所得（収入）のめやす （ ）内は収入			
	全額免除	4分の3免除	2分の1免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦、子ども2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (277万円)	189万円 (296万円)

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。（申請が1～6月までの間の場合）

免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

未納にせずご相談ください

免除申請には、年金手帳、印鑑などが必要ですが、そのほかにも添付していただく書類が必要な場合もあります。

お支払いが困難なときでも未納のま

まにせず、前述の免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、保険年金課または大垣年金事務所（☎0584・78・5166）へ問い合わせください。

統計調査員を募集します

池田町内で統計調査活動をする調査員を募集しています。統計調査の時期に、次の内容で調査活動を依頼します。お気軽に問い合わせください。詳細は次のとおりです。（統計調査によって異なります）

仕事の概要

- ・町が開催する説明会への出席
- ・担当調査区と調査対象の確認
- ・調査書類の配布
- ・調査書類の回収
- ・町への提出書類の作成
- ・町への調査関係書類の提出

報酬

- ・調査員報酬、交通費、調査員証への貼付用の写真代、電話代など
- ・調査活動期間 8～11月（予定）
- ・募集している統計調査（7月現在）
- ・国勢調査（調査期日：令和2年10月1日） 指導員 14人、調査員 101人

※国勢調査の指導員の募集は終了しました。

問い合わせ

企画課 企画政策係

☎45・3111（内線242）